

1 2 月 1 8 日 ( 第 4 号 )

# 平成27年第5回豊能町議会定例会会議録目次

平成27年12月18日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	3
第49号議案 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件	
第50号議案 豊能町税条例改正の件	
第51号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件	
第52号議案 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件	
第53号議案 指定管理者の指定について	
第54号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	
第55号議案 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件	
第56号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第57号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
（提案説明・質疑・討論・採決）	
第9号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件	18
福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について	18

町 長 あ い さ つ .....	1 9
閉 会 の 宣 告 .....	1 9

## 平成27年第5回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成27年12月18日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	南 正好
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	板倉 忠
消 防 長	高田 龍二	会 計 管 理 者	今中 泰行

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	杉田 庄司
書 記	増田 稔		

議事日程

平成27年12月18日（金）午後1時00分開議

- 日程第 1 第49号議案 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第50号議案 豊能町税条例改正の件
- 第51号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件
- 第52号議案 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件
- 第53号議案 指定管理者の指定について
- 第54号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第55号議案 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第56号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第57号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

追加日程第1 第9号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件

日程第 2 福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について

開議 午後1時01分

○議長（岩城重義君）

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので進めてまいります。  
ただいまの出席議員は14名であります。  
定足数に達しておりますので、これより  
本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり  
でございます。

日程第1、第49号議案から第57号議  
案までを議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求め  
ます。

総務建設水道常任委員会、野村剛志委員  
長。

○総務建設水道常任委員会委員長（野村剛志  
君）

それでは、平成27年第5回定例会の総  
務建設水道常任委員会の報告をさせていた  
だきます。

平成27年12月10日木曜日、午前9  
時30分開会。

出席者は7名。欠席者なし。

平成27年第5回定例会付託案件につい  
て、まず第49号議案、消防事務の委託に  
伴う関係条例の整理等に関する条例制定の  
件に対して。

質疑、箕面市の消防職員となる豊能町の  
消防職員の給料は、現在と比較するとどう  
なるのかという問いに対して、平成28年  
度4月から箕面市の給料が適用されますが、  
豊能町の消防職員の給料は平成27年度の  
年収を下回らないよう、新しい給料表が設  
定されますとの答弁でした。

次に、同年代であれば箕面市の消防職員  
と元豊能町の消防職員では給料に差がある  
のではないのかとの問いに対して、今後、昇  
格すると箕面市の給料が適用されますので、

余り差がつかないと考えていますとの答弁  
でした。

次に、元豊能町消防職員が昇格時等に  
おいて不利益をこうむることはないのかとい  
う問いに対して、そういった事柄が生じな  
いようこれまでも協議してきましたし、今  
後も行っていく予定ですとの答弁でした。

次、労働条件に関して明文化しないのか  
との問いに対して、覚書を交わす予定で  
すとの答弁でした。

次、豊能町の消防職員が箕面市の消防職  
員になることに関してどのように準備を進  
めたのか。別の自治体の消防職員が一つに  
なることであつれきは生じないのかとの問  
いに対して、詳細にわたって十分説明し希  
望調査も実施しました、現在箕面市との人  
事交流を行っていることや、もとは同じ消  
防職員であることから問題は生じないと考  
えていますとの答弁でした。

次に、勤務先の希望はできるのか。それ  
について箕面市と協議はしたのかとの問い  
に対して、協議はしていませんとの答弁で  
した。

次に、箕面市の消防職員となった元豊能  
町消防職員が町に戻りたいと思った場合の  
想定はしているのかとの問いに対して、想  
定はしていませんとの答弁でした。

次に、消防に対する経費の支払いはどう  
するのか。平成28年4月以降、消防団の  
事務体制はどうなるのかとの問いに対して、  
四半期ごとに支払いし、精算については翌  
年度となります。現在協議中ですが3名体  
制で検討していますとの答弁でした。

討論なし。採決、挙手多数で可決となり  
ました。

次に第50号議案、豊能町税条例改正の  
件について。

質疑、町たばこ税旧三級品はどれなのか。  
また影響額は幾らなのかとの問いに対して、

わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、うるま、ヴァイオレットの6種類です。そして214万円を見込んでいますとの答弁でした。

次に、原動機付自転車にかかわる試乗用標識の手数料はなぜ300円なのかとの問いに対して、手数料の根拠は標識の見積額が1枚約350円であったので発注枚数を考慮し町の下限の300円としましたとの答弁でした。

また、原動機付自転車の販売業者の数はどれくらいかとの問いに対して、町内業者は7業者ですとの答弁でした。

公平性の観点から、原価以上の設定が正しいのではないかとの問いに対して、標識は何度も使用し手間賃も発生しますので300円が適当であると判断しましたとの答弁でした。

次に、ほかの自治体では小型特殊自動車を対象としているがなぜ本町にはないのかとの問いに対して、農耕用、作業用及びフォークリフトが該当しますが、試乗する可能性がないと判断したので対象としておりませんとの答弁でした。

討論なし。採決、挙手多数、可決でした。

次に、第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件。

まず質疑の前に田中町長より、町長になる前は住民としてごみの有料化に反対していましたが、町長になった後は町の将来を考えてごみの有料化が必要であると再認識しました。考えが変わったことについておわびいたしますというお話がありました。

それから質疑に入りました。減量化が目標量まで進まなかった理由はどこにあると考えているのかとの問いに対して、減量化への周知不足も要因の一つと考えますが、当初の想定以上にごみが減りませんでしたとの答弁でした。

ごみが減らないのは最初からわかっていたことで、簡単に減量できると考えていたのが間違いではないのかとの問いに対して、ごみの減量化は進めていけると考えていましたが現状は横ばい及び微増であり、ごみの有料化を実施したいと考えましたとの答弁でした。

次に、住民への説明会をなぜ行わなかったのか。まず住民の理解を得る努力をするのが当然ではないのか。町長が説明責任を果たしていないのではないかとの問いに対して、議会重視であり、まず議会に提案することが必要であると考えました。住民に対してはパブリックコメントを実施しました。議決後に住民に対して広く説明、周知を考えていますとの答弁でした。

有料化実施後の軽減措置はどの問いに対して、美化活動ボランティアの方や紙おむつ給付対象の方について軽減措置を検討していますとの答弁でした。

販売予定のごみ袋にほかの市町村でも行っているような広告を掲載する予定はあのかとの問いに対して、広告については考えていませんとの答弁でした。

また、ごみ袋に町のPRやごみの減量化の啓発を行うのかとの問いに対して、町のPRや啓発については今後検討しますとの答弁でした。

次に、粗大ごみの有料化に際してトラブルはあったのか。またその後の動向はどの問いに対して、トラブルなどはありませんでした。粗大ごみは7割減の状況ですとの答弁でした。

不法投棄への対策はあるのかとの問いに対して、現在も行っているように週2から3回、職員がパトロールを実施しますとの答弁でした。

次に、その他プラスチックを可燃ごみに入れることによって重量がふえたと思われる

るが、ほかの方法はないのかとの問いに対して、過去はその他プラスチックを分別収集していましたが、現在においてもその他プラスチックの有効な活用方法がないため、現在は可燃ごみとしていますとの答弁でした。

また、ごみ袋の販売店舗予定数はどの問いに対して、20店舗を目指していますとの答弁でした。

ごみの内訳や種類を調査・分析した結果、それに基づく改善点がないまま有料化するのかとの問いに対して、紙類については減量化できる可能性があるため今後も啓発していきますとの答弁でした。

次に、公平性の観点からごみ収集方法の戸別方式とステーション方式をどう考えているのかとの問いに対して、課題としては以前から認識しており内容については検討しましたが、全体を戸別方式とするのは収集時間、車両、人員、費用等において現実的には不可能であると判断しましたとの答弁でした。

次に、地域によっては戸別収集以外の工夫で、例えばごみ袋の金額に差をつけるなどの軽減方法は考えなかったのかとの問いに対して、袋代に差をつけることは町全体で考えた場合不可能であると判断しました。ただ、袋の一定量の無料配布は今後検討しますとの答弁でした。

45リットル1袋あたりのごみの処分金額は幾らかという問いに対して、1袋715円ですとの答弁でした。

715円のうち袋代45円をもらうことが負担の公平化なのかとの問いに対して、一部負担していただくことが公平化であると考えていますとの答弁でした。

次に、有料化すると一時的にごみは減ると思われるが、その後リバウンドをする傾向が全国的に見られるが、それも含めて負

担の公平化と言えるのかとの問いに対して、先進事例等を調べた結果、1枚目から有料化した場合はごみの量はその後リバウンドしないと考えていますし、有料化後もごみの分別について積極的に啓発していきますとの答弁でした。

次に、落ち葉の再利用はできないのかという問いに対して、現時点では処理費用を支払って再利用することになり、費用対効果を考えた結果可燃ごみとなっていますとの答弁でした。

ごみ収集の外部委託は今後どうするのかとの問いに対して、収集職員の新規採用はしていません。今後は民間委託を見据えて検討していますとの答弁でした。

次に、ごみ減量化のために町内の業者等と連携して総菜のグラム売りやリターナルびん等の検討をしたのかという問いに対して、検討していませんとの答弁でした。

町外の人が排出するごみについての対応策はどの問いに対して、ごみステーションに町外の人が入れないように注意喚起はしていますとの答弁でした。

討論。反対、有料化は賛成ですが、議案提出に至るまでの過程が余りにも不十分であるため反対します。住民が今まで行ってきた減量化への取り組みに対して、住民と一体となった話し合いがなかったため反対します。反対、住民に対し説明責任を果たしていないため反対します。反対、有料化は基本賛成ですが、事前の住民との話し合いやほかの減量手段の検討がなかったため反対します。賛成、答申を受けて順を追って行われることであり、ごみの減量化は重要なことであります。ごみの問題を次の世代に先送りしないために賛成します。賛成、委員会が紛糾したことに関し町長に重大な責任があると考えますが、議案には賛成します。



採決は挙手少数であり否決となりました。

次に、第54号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について。

質疑なし。討論なし。採決、挙手全員で可決であります。

次に、第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）ただし第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正部分を除く。

質疑、災害復旧工事等で現場に適していない設計や金額が見られると思われるがどうなのかという問いに対して、現場を確認し設計等を行っていますので適正であると考えていますとの答弁でした。

ナラ枯れ被害の補助金はなぜふえたのかとの問いに対して、大阪府が補助金の全体的な調整をした結果、当初より増額しましたとの答弁でした。

農地中間管理機構の協力金とはどのようなものかとの問いに対して、経営転換協力金、1農家当たり30万円で農業をしない場合が対象で、耕作者集積協力金は10アール当たり2万円で農地中間管理機構の管理地に隣接する農地を貸す場合が対象となりますとの答弁でした。

本町にとってこの事業は必要であると考えが進捗はどうかとの問いに対して、農地が小さいことや分散していることにより余り進んでいませんとの答弁でした。

討論なし。採決、挙手全員で可決。

閉会が午後4時26分となりました。

以上をもちまして常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩城重義君）

次に、福祉教育消防常任委員会、管野英美子委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（管野英美子君）

2番・管野英美子です。

それでは、平成27年第5回定例会福祉教育消防常任委員会の付託された案件について報告をさせていただきます。

12月11日金曜日、午前9時30分から開催されました。

出席委員は7名全員。委員外出席としまして高橋副議長に出席いただきました。

それでは、報告いたします。

第51号議案、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件。

質疑といたしまして、引用条例が変わったとのことだが、ほかに何も変わりはないのかとの問いに対して、条がずれただけで内容については何も変わっておりませんとの答弁でした。

質疑を終結し、討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

第53号議案、指定管理者の指定について。

たんぼぼの家の指定管理についてです。2件の資料提供を求めました。1. 指定管理者の選定に至る経緯。2. その選定の集計結果の2件です。

質疑といたしまして、入札についてプロポーザルと呼ばれているやり方をとったのかとの問いに対して、広い意味ではプロポーザル、事業提案を含めた形ですので障害者福祉サービス事業の概念を含んでいますが、どのような形とするかは事業者の提案によります。いわゆるプロポーザルに該当していると判断していますとの答弁がありました。

応札が1社しかない状況というのを避けるための工夫などはしていないのかとの問いに対して、募集要項では広く門戸を開いていますので、参入する気持ちがあつて時

期さえ合えば当然他業者も参入できたという状況です。ただ、広報に関してはホームページと町報等だけでしたので、全員に周知できたという点では課題が残ったかと思っていますとの答弁がありました。

複数のところがあって評価なりができれば誰も異論はないと思うがとの問いに対し、1社だと確かに評価も難しいですし、後がないとも考えられます。電話では問い合わせが何件かありましたが、周知に関してそれなりの認知はされているのかと認識しています。ただ、応募に至らなかった点何かというのは、今後の検討課題として考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

採算がとれる事業ではないのに来てくれている。感謝のきわみだから、だからといってこれでよいというのではない。指定管理をやめて町でやるとなると莫大な費用がかかる。だから検討基準をもっと上げて細部にわたってグレードアップさせないといけないのではないのかとの問いに対して、基準に関しては今後も十分検討したいと思っておりますとの答弁がありました。

指定管理は民営化の中の一つの手法。NPO法人を育てることが欠けているのではないか。協働のまちづくりという観点からはNPO法人を育てるといふ町の方針をはっきりさせたほうがよいのではないのかとの問いに対し、町の公共的・公営的な事業を民にお任せする、その中の一つでNPOを育てながらお願いしていく、そういう方向にあらねばならないと思っています。ただ、たんぼぼの家の指定管理に関していいますと、この施設が障害者福祉法に基づく小規模通所授産施設ですので、一定の法をクリアする組織でないといけないことから、社会福祉法人が中心となった委託先になるかと思っています。今後広げていくことが

指定管理が求めている目標かもしれませんので検討したいと思っておりますとの答弁がありました。

採点について、収支計画の合理化が図られているという配点ですが、たんぼぼの家の職員が決して多いと思えない。どういふ点でもっと合理化せよと評価したのかとの問いに対して、何らかの努力で多少削減が見込まれるのではないか。その努力が見られないというところで高い配点には至らなかったと考えています。別にこの項目で合理化しなさいということを経営者に求めています。あくまでも書類上の審査ですとの答弁でした。

特色のある事業計画がされているのかという項目の点数がよいのは、何か目玉的な事業計画が考えられているのかとの問いに対して、たんぼぼの家の車による移動販売車で、障害者の方の工賃向上に努めているところと、地域の小学校との交流で理解を深めることも計画に盛り込まれていますので、新たなものではないですが、現在の取り組みをさらに強化・充実させていく計画に高評価が与えられたと分析していますとの答弁がありました。

利用される方の意見が集約されてここに出てきているのかとの問いに対し、保護者に月2回、職員が参加しています。今回の指定管理に当たって利用者の満足度調査を行いました。おおむね問題ない、ややすぐれているかなという感じで利用者からのアンケートを受け取っていますとの答弁がありました。

選定委員会や検討部会について、検討部会と選定委員会が部長1人が重複している。それなら選定委員会に利用者代表の方を入れるほうがよいと思う。メンバーに重複があってはいけないと思うがとの問いに対して、御指摘のとおり評価を入れた者がさら

に報告を受けて自分で判断するというのは余り適切とは言えません。検討させていただきます。また、指定管理の委員会の持ち方の件ですが、町全体のルールとなる要綱がありますので、それに諮らなければなりません。課題としていただいておりますとの答弁がありました。

この資料、委員会配付の資料です。この資料で、検討したのならできレースみたいな感じがするかとの問いに対しまして、公募の際には仕様書を示して、このような適切な運営ができる法人ということで応募された産経新聞厚生文化事業団です。確かに応募されたのは1社でしたが、その方は過去11年間の実績があった。事業計画に対する評点を入れた結果ですので、できレースというわけではございません。評点を入れた結果を議案としてお示ししたものですとの答弁がありました。

運営について。保護者からの要望は聞いているのかとの問いに対し、要望等があります。ハード面ですが、施設の老朽化や手狭といったことを保護者から何度も聞いており、これは町として対応すべき課題として受けとめていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）です。

質疑としましては、債務負担行為の追加、保育所及び認定こども園給食調理業務委託事業で、これは平成28年度からの事業だとの今の説明でお聞きしましたが、当初は平成27年度から平成30年度となっている。平成28年度から変わった理由は何かとの問いに対して、今年度中に契約を終わらせておくこととの答弁がありました。

この事業はこれまで委託していなかった

のかとの問いに対しまして、今まで直営でやっており、これまでに小学校4校、ひかり幼稚園、今回の吉川保育所、ふたば園、これで教育委員会の関係の給食委託は終わりということとの答弁がありました。

この事業の効果額はどの問いに対しまして、1年で100万円、3年で300万円ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

第56号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

第57号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、挙手全員で可決されました。

以上で付託された案件の審査は終わりました。午前11時24分に閉会という運びになりました。

報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩城重義君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し上げます。

第49号議案から第57号議案までの9件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

12月議会に提案されました議案について、日本共産党の反対討論を行います。

第49号議案、消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件については、箕面市と豊能町の消防広域化案は9月に可決されていますが、広域化で箕面市、豊能町の148人の職員数は141人にし、7人の削減になります。現場職員も順次5人削減され、本町の東出張所の存続は町長の判断とされていますが、廃止されたら農村地域や希望ヶ丘への5分や10分では着かないという懸念の声が上がっています。日本共産党は国や自治体は1961年制定の消防力基準で示された消防力の充実を図るべきだと思っております。消防の広域化には、この議案に対して、本件に関しても反対であります。

第50号議案、豊能町税条例改正の件は、国が消費税引き上げ等の施行日を2015年10月から2017年4月1日に変更し、いわゆる景気条項を削除する税制抜本改革法の改正とともに、法人税減税の代替財源としての外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充等を行うものです。これにより、どれだけ景気が悪くても2017年4月には消費税増税が実施されることとなります。全体として消費税増税の先送り、実施を前提に、法人税減税への対応など、大企業支援のための措置が中心となっているための改正であり、反対です。

第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正については、生ごみと不燃物の有料化を推し進めようとするものです。町はごみ減量の公平性を述べていますが、地域によって収集方式の違いによる問題は先送りになっております。財政問題、1人当たりのごみ量を問題化し

ています。これまでのごみ分別に協力してきた住民に対し、さらにごみ減量への協力を要請するなど、積極的な住民への働きかけは果たされていません。今月12日の光風台自治会の要請による井戸端会議には約80名の方が積極的に参加されました。ごみ問題の関心が高く、減量への協力的な姿勢が感じられました。住民の生の声をしっかり受けとめ、減量へのごみ再分別で協力を求めるべきであり、本議案に対しては反対であります。

第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の件については、ごみ有料化ありきでごみ袋等の予算1,400万円が計上されています。また、マイナンバー関連予算も上げられ、行政機関等が私たちの税や社会保障、災害対策の情報を共有し共同で管理するためのものであって、私たち一人一人のためのものではないということがあります。マイナンバーについても問題であり、本件に対して以上で反対の討論いたします。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時37分 休憩）

（午後1時38分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論ございませんか。

永谷幸弘議員。

○3番（永谷幸弘君）

公明党を代表しまして、第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件について、反対の立場で討論いたします。

平成23年度から粗大ごみが有料化されてから4年が経過し、平成21年度と平成26年度を比較した場合、約73%の減量

結果が出ております。今回上程された家庭ごみ収集の有料化は、可燃ごみ、不燃ごみを対象としたものであります。本町における可燃・不燃ごみの現状は、今以上の減量化が困難であることから、これを抑制する必要があること、また、ごみ排出量と経済的負担を比例させることで負担感の公平性を確保する必要があること、そして町財政の負担軽減の観点から有料化には賛成であります。8月に議会に対してごみ有料化案の説明がありました。しかしその後の対応として、各地域ごとの住民に対して説明がなされておらないことに瑕疵があったと考えます。住民との合意形成はまず住民説明会、広報の実施をしっかりと行うことが先決であります。審議会の答申を尊重し、パブリックコメントも行ったから、議会で有料化を議決してから住民に説明するというのは順序が違うということから、第52号議案には反対いたします。

以上です。

○議長（岩城重義君）

ほかに討論ございませんか。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

豊能第一クラブとして賛成討論をさせていただきます。

第8号承認から第10号承認、第49号議案から第57号議案に対して賛成をいたします。特に第52号議案、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件に対して討論をさせていただきます。

田中町長は、今回の提案の理由は財政健全化施策のため、あるいはまたごみの減量化ができない、そのために有料化をすと言っておられますが、これは有料化の理由にはならないと思います。減量化に対しては平成12年の大阪府公害調停からごみが減っていないのが現状であり、田中町長に

おかれましては、公人となる前には先頭を切って有料化に反対をされてきた経緯がございます。反対の理由は町の財政状況を知らなかったとも言っておられました。しかし公人となられてからも、減量ができれば有料化はしないとっておりましたが、これは甚だ町の現状に対する知識が欠落しておると思います。豊能町のリーダーになるうと思うときには、一部の町民の意見や動向だけで判断するのではなく、そのときの豊能町の置かれた状態あるいはまた全住民の動向を見きわめることが大切でございます。そのことから、田中町長はリーダーとしての考え方や行動が完全に欠落していると思われません。ごみの有料化は受益者負担の原則からも、また近隣の基礎自治体の状況からも、もっと早くからすべきであったと思います。私はこの議案に対して、田中町長が提案された議案に賛成するのではなく、豊能町の一議員として常識の範囲内で賛成することを申し添えて賛成討論といたします。

○議長（岩城重義君）

ほかに討論。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

無所属の会、福岡でございます。

第52号議案に反対討論とさせていただきます。

この件に関しましては平成22年、ごみの審議会の答申に基づいて値上げの案が3月議会に出まして、6月議会も継続審議になって9月に決着した経緯がございます。そのことから考えて、町長はいきなり、去年の今時分はごみの減量をすればできるんだ、減量をすれば値上げはしないということをおっしゃってました。そしてこの12月議会を迎えたわけでありまして。提案理由がごみの排出量に応じた負担の公平化が上

げられております。多く出す人には負担してくださいよ、多く。一見正しいように思えますが、この論理は僕は非常に破綻していると思います。町民税を多く払えば、多く払っている人が町の多くのサービスを受けるかという形ではないと思います。豊能町民はそんな公平ばかりを願っているわけでもありません。むしろ行政という中ではいわゆる弱者に対する思い、弱者に対する視点が必要不可欠であります。その点からも、このごみの有料化の公平化を上げるのは、僕は論理が破綻していると思います。

次に、前回のごみ有料化については、行政は3月議会、6月議会で継続審議になったその間に、全自治会に対してタウンミーティングを行っております。さらに9月で継続審議になった折には、東と西に、先ほどの各自治体に対する説明とは別に、東・西と住民説明会を行っております。しかしながらそのような努力、さらに環境特集号も多く発行されて、その努力の結果でも皆さんの議員の同意を得られないという見通しで、ごみの有料化については粗大ごみのみを修正動議出されて可決した経緯がございます。町長は、民間にある場合にはそういう重大性を、先ほどの常任委員長の御指摘のとおり、なかったかもしれません。しかし考え方を変えたらその日その日じゃなく、その場で僕はこの問題に取り組むべきだったと思います。そうすればごみの減量化がなかなかできなかった理由など、僕は勉強すれば、住民の理解を得るには大変な努力が要ることがわかったはずです。まして私は、二つ目の理由として財政健全化、なるほど財政健全化というのは未来永劫つきまとう、町の財政に対する不安があります。しかしながら公平化というような形を持っていったらだめだと。やっぱり財政再建ならば、そういうことを考えるならば、

当然、先ほど申しましたような、ごみを減量すれば値上げはやらないというような答えは絶対出てこないと思います。その反省を踏まえて、私はこのごみの有料化について、私は有料化については本当に賛成したい。皆さんが反対しても賛成したい。しかし不純な動機で住民をないがしろにするというのは、先ほど野村総務建設水道常任委員長がおっしゃったように、委員すら理解できないような案を持ってはだめだと思います。もう少し冷静になって出直して、住民に十分に説明して再度出すことを期待して、私は今回は反対討論とさせていただきます。皆様の御協力をよろしく願いたします。

○議長（岩城重義君）

ほかに討論ございませんか。

井川佳子議員。

○5番（井川佳子君）

5番・豊鳴クラブ、井川佳子、第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件につきまして、反対討論をさせていただきます。

行政側が出してこられた提案理由は、ごみの減量と資源化の推進とあります。有料化してもごみの減量には限りがあります。私は主婦でございます。豊能町の皆様、主婦でない豊能町の皆様が一生懸命ごみの分別、努力されていることを私は思っております。ごみが有料化されたからといって減量は無理です。燃やすことも無理です、やはりごみは出さないと仕方ありません。それは紙を分別して少しは減らすことはできても、そんなに袋の大きさを変えるほどは実は減量できません。

それともう一つ、財政負担の軽減を図るためと書いていらっしゃるんですが、このごみ収集をするための新たな料金として1,452万4,000円を上げていらっしゃる

す。軽減をうたいながらこの費用を払ってまた有料化するのか。それを聞きましたところ、2年目からは1,000万円ぐらいの入が見込めるといってお話でしたけれども、でもその負担をやはり住民広くに求めるのかということも少し問題があるような気がします。豊能町には高齢化がすごく進んでおまして、ごみ袋の色を分別するのがとても困難な方もいらっしゃるのではないかとこの心配もございまして、また、今、ペットボトルとそれから容器包装は月に4回収集していただいているんですけども、実は月に4回も収集する必要はないと私は思っております。これを多分、例えば月に1回あるいは月に2回にすると、この委託料も浮いてくるわけで、町行政にはもう少し、財政負担の軽減を図るとおっしゃるならもう少し工夫をしていただきたいです。私たち一生懸命分別します。またその啓発もこれからもしていただきたいとは思いますが、ですがこの有料によってごみが減量されるという考え方にはちょっとついていけないものがありまして、私は主婦の代表として反対させていただきます。

○議長（岩城重義君）

ほかに討論ございませんか。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

9番・永並啓です。イノベーションとよのを代表し、第52号議案について討論させていただきます。

まず、内容以前に、豊能町のトップである町長が、減量化ができなければ有料化ということをして1年以上もの間、言い続けてきました。それをいとも簡単に減量と有料化は関係ないと言われました。組織の運営としてあり得ません。トップの言葉が余りにも軽過ぎます。幾らごみ有料化が必要なことであったとしても、このような行政運営

を認めては豊能町は日本中の笑い物になってしまいます。

それでは、議案について5点の面から指摘させていただきます。

まず1点目、情報発信の面から。町長は1年以上もの間、ごみ減量ができなければ有料化と言っていたのですから、方針を変更したのであれば最低でも同じ期間は周知すべきということでもあります。そして、委員会の答弁を聞いていると町長は事実と異なることを答弁されていまして。町長は有料化のことを広報「とよの」や環境特集号でも周知してきたと言っていました。環境特集号で有料化のことを書いたことはありません。有料化のことを書かれたのは広報紙の財政健全化推進プランの一つの項目としてたった1回書いただけであります。つまり町長が周知したと思っていることさえも実際はできていないということでもあります。それなら町長の発した言葉どおり、もっとしっかりと周知を事前にすべきということになります。

2点目、減量化の視点からです。有料化したらこれ以上の減量化は進みません。確かに多くの自治体がそうであるように一時的には減量につながるでしょう。しかし慣れてくると、お金を払っているのだからという意識が生まれてまいります。さらに有料化している自治体には根本的に分別が進まない大都市も多くあります。大都市は住民の人数も多くなり、学生、独身、子育て世帯などいろいろな世帯が住むようになります。そうすると分別が進みませんので、有料化をして少しでも減らそうということは理解できます。しかし豊能町の環境は大きく異なります。住民全体がこれまで分別に協力しごみを減量してきた、このような自治体で同様に有料化しても本当に減量化できるかということとは疑問符が出てきます。

そして3点目、行政のこれまでの分別の進め方であります。どうしてもこれまでの行政運営を見ていると、安易に住民に負担を求めているように思えてしまいます。委員会でも環境特集号で分別を求めていたと答弁されていますが、そのチラシは1年にわずか1回発行されているだけです。そして書いている内容はここ数年は生ごみの水切りと紙の分別の徹底、同じことが繰り返して書かれています。通常であれば、何年も減らないという状態が続けば新しい手段を示すか、住民への周知の方法を工夫する必要があります。それもせずに同じように広報していて、減らないから有料化というのは行政の無策を住民に押しつけているだけのように思います。

4点目、行政は最近のごみが減っていないどころか微増であることを有料化の理由にもしています。しかしごみを取り巻く環境はここ数年で大きく変わっています。少し前までは分別を優先していましたので、容器包装プラスチックなどもしっかり洗って出していました。しかし今は少しでも汚れていたら可燃ごみに入れるようになっていきます。この背景には豊能町の水道料金が上がったことや、汚い容器包装が入っていたら、例えリサイクルに出したとしても還付金ももらえないなどの実情もあります。実際四、五年前までは汚れている容器包装もたくさん入っていたため、わざわざリサイクルのため鳥取に運んだとしてもD評価、悪い評価ですね、D評価を受け、ほとんど還付金がもらえないという現状もありました。しかしここ数年はこういった取り組みもあり、汚いものが減ったため常にA評価をとっています。単にごみ量がふえたという事実だけを捉えるのは間違っています。

そして5点目、最後に5点目、豊能町のPRという側面からであります。豊能町は

日本全国にダイオキシンということでも有名になった町であります。それならばそれを逆手にとって、ダイオキシンでも有名になったからこそ今はスーパーなどとも協力して町全体でごみが出ないまちづくりをしている。例えばドリンクや総菜などのはかり売りを取り入れるなどであります。それは豊能町のような小規模で、これまで分別をしっかりしてきた意識の高い住民が多い自治体でなければ実現しないことであります。こういったことはもちろん行政だけではできません。住民だけでも、事業者であるスーパーマーケットだけでもできません。豊能町が一丸となって取り組まなければ実現できないことであります。大変かもしれませんがこれが真の協働と考えております。大変かもしれませんが本当にこれから住民との協働を進めたいのであれば、どこかの段階でどこかの事業でこういった住民と自治体、住民、事業者、ひざを突き合わせて考える、そして取り組んでいく、こういったことを進めなければ協働というものは進んでいきません。有料化している自治体を見ても、単にごみを減らすため有料化というものだけです。同じように豊能町においても有料化するのであれば、二重、三重の効果が出るような手法にすべきです。職員一人一人が与えられた自分の業務をこなすだけではなく、常に豊能町のPR、活性化、住民との協働ということを頭に入れて課題に取り組むことが必要と考えます。それが意識改革であります。

よって将来的な有料化を反対するものではありませんが、住民の理解と協力が得られるよう実践し、その際、外部委託も含め将来構想を示すことを求め、現段階では時期尚早ということで反対とさせていただきます。どうか御理解いただきますようよろしくお願いいたします。



○議長（岩城重義君）

ほかに討論ございますか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

13番・西岡でございます。

第52号議案、そして第55号議案に反対でございます。第52号議案に対しての反対討論をいたします。

ごみ問題はまちづくりにとって長期的かつ重要課題の一つであります。同時に、ごみの有料化は避けて通るべき問題でもなく、次代に残すべき問題でもないと認識いたしております。また、豊能町第4次総合計画のまちづくりは、財政厳しき中、1点集中、町民と協働して、人とみどりが輝く独自のまちづくりを推進するということでもあります。その基本は情報の共有による住民との協働ということでもあります。論語の為政編に、政は徳をもってなすとあります。本案件は、審議以前の町長の資格、能力の問題であります。住民への説明なき原案の議決は未来に禍根を残します。また、町の将来に向けた基本方針、基本施策、基本手法ができない町長をいただいている町民は最悪ということでもあります。孔子のいわく、君子の器にあらずということでもあります。御承知のように地方議会は二元代表制をとっております。町長も議員も請われて住民から選ばれ、フォア・ザ・ピープル、つまり住民のためということでもともと町民と協働してまちづくりを進めることが基本であるということは明々白々、自明の理であります。これまで耳にたこほど申し上げてまいりましたが、キョウドウには、共に同じと書く共同、これは二人以上の人と一緒に仕事をすることでもあります。それから協力して同じと書く協力は力を合わせて仕事をすること、つまり協力して働く、協働してということであり、協力して働くことと書

く協働は一つの目的を達成するために各部門やメンバーが補完・協力し合うことでもあります。まず自分のできることをやる、そして自分のない部分を相手に補完してもらって相互に協力し合うという意味であります。そのためには情報の共有は必須条件であります。情報を共有して住民との説明会を開き、行政が住民を説得できないのであれば我々議員が住民の代表として各自各様の対応と判断をいたします。まず住民への説明が肝心であります。町民への情報共有なき説明は議論無効の押しつけ議論であり、意見の錯誤による上意下達であります。果ては議論の暴力に終始するということでもあります。また私は町長のこれまでの幾つかの提案議案に対して条件つき賛成をしてまいりましたが、これまで実行されたためしがありません。今回はむしろ1年後でも住民と協働して有料化することが町の将来にとって最善策であると確信いたしております。そのためには今回、原案を否決し、住民への説明を周知徹底し、次年度に向け再度ごみの有料化に向け、議長を筆頭に議員が一致一丸となって住民と話し合い議論し説得し議決するという手法が正当であると判断いたします。

本来なら条例改正に対する内容の是非について賛否の討論をすべきであります。しかし残念ながら原案は住民への説明もなく、議員を盾に条例を改正する手法による採決であります。議案提出の手法の是非についての反対討論をすることは私にとりましては不本意であり、まことに残念であり、痛恨のきわみではありますが、残念ながら町長にはその趣旨の理解能力は皆無であります。よって町民無視、議員への責任転嫁という本末転倒である議案提出の手法に異議を申し述べ反対討論といたしたいと思いません。賢明なる議員諸侯におかれましては御

理解御不能な町長のために、議案提出手法に対する反対討論という不本意な討論に終始することに御理解を賜り、同時に町の将来のごみ施策を町民と協力して進めるために、第52号議案反対に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上。

○議長（岩城重義君）

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第49号議案、消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（多数起立11：2）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案、豊能町税条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（多数起立12：1）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第52号議案、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（少数起立2：11）

○議長（岩城重義君）

起立少数であります。

よって、第52号議案は、否決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時10分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第53号議案、指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第54号議案、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

6番・高橋充徳です。

動議を提出いたします。第55号議案の平成27年度豊能町一般会計補正予算のうち、豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に係る経費について、修正の動議をいたします。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

ただいま、高橋充徳議員から、第55号議案に対する修正動議がございました。動議には1人以上の賛成者が必要です。高橋充徳議員の修正動議に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩城重義君）

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。再開は14時50分とします。

（午後2時44分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第55号議案に対し、高橋充徳議員ほか9名の議員から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。

これらの動議は、所定の賛成がありますので成立いたしております。

したがって、この修正案を議題とし、提出者の説明を求めます。

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

6番・高橋充徳です。

修正動議を出しました。

平成27年12月18日。

豊能町議会議長岩城重義様。

発議者、豊能町議会議員高橋充徳。豊能町議会議員野村剛志。同、管野英美子。同、永谷幸弘。同、橋本謙司。同、井川佳子。同、小寺正人。同、永並啓。同、福岡邦彬。同、西岡義克。

第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算に対する修正動議。

上記動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算に対する修正案。

第55号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の一部を次のように修正をします。

第1条中「203,738千円」を「186,477千円」に改め、次に「6,793,254千円」を「6,775,993千円」に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。第1表、歳入の件ですが、繰入金の項の補正額3,469万8,000円を、3億6,723万8,000円に。その下の基金繰入金の項ですが、6,701万6,000円を3億3,492万円に改める。歳入の合計の欄ですが、補正額、1億8,647万7,000円を67億7,599万3,000円に改めます。

次、歳出の項であります。衛生費の分の修正額であります。846万7,000円に、計9億7,787万9,000円に。次、清掃費の項ですが、752万9,000円を計6億7,001万8,000円に改める。

次の4ページでありますけれども、歳出

の合計ですが、1億8,647万7,000円を67億7,599万3,000円に改める。

それから、第2表中でありますけれども、繰越明許費の一部を次のように改める。

第2表、繰越明許費。衛生費の清掃費、事業名がごみ有料化導入事業であります、金額をゼロに修正をいたします。

以上であります。御審議賜り御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

これより修正案に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより修正案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、高橋充徳議員ほか9名から提出された修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方は御起立願います。

（多数起立10：3）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について、賛成の方は御起立願います。

（多数起立12：1）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く第55号議案は可決されました。

次に、第56号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第57号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

高橋充徳議員。

○6番（高橋充徳君）

6番・高橋充徳です。

豊能町議会特別委員会設置について、動議をいたします。

○議長（岩城重義君）

ただいま、高橋充徳議員から、豊能町議会特別委員会設置の件の動議がございました。動議には1人以上の賛成者が必要です。高橋充徳議員の、豊能町議会特別委員会設置の件の動議に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩城重義君）

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

お諮りいたします。

ただいま高橋充徳議員ほか8名から、第9号議案、豊能町議会特別委員会設置の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思

いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

異議なしと認めます。

よって、第9号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第9号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高橋充徳議員。

○6番(高橋充徳君)

6番・高橋充徳です。

第9号議会議案、豊能町議会特別委員会設置の件。

豊能町議会委員会条例第5条の規定に基づき、本町議会に議員定数報酬特別委員会を設置することにつき、議会の議決を求める。

平成27年12月18日提出。

提出者、豊能町議会議員高橋充徳。賛成者、豊能町議会議員管野英美子。同、井川佳子。同、小寺正人。同、永並啓。同、福岡邦彬。同、高尾靖子。同、西岡義克。同、川上勲。

記。

1. 名称、豊能町議会定数報酬特別委員会。
2. 付託事件、議員の定数報酬について。
3. 構成人員、6名。

以上、御審議いただき決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(岩城重義君)

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(全員起立)

○議長(岩城重義君)

起立全員であります。

よって、第9号議会議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました豊能町議会定数報酬特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、定数報酬特別委員会委員に、

野村剛志議員

永谷幸弘議員

井川佳子議員

永並啓議員

竹谷勝議員

川上勲議員

以上6名を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

異議なしと認めます。

よって定数報酬特別委員会委員は、ただいま指名をいたしました方を選任することに決定しました。

日程第2「福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第73条及び第75条の規定により、閉会中の所管事務調査を行いたい旨、福祉教育消防常任委員会委員長より申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可い

たしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定しました。

議会運営委員会、議員定数報酬特別委員会、広報特別委員会及び交通特別委員会の各委員長より、閉会中の審査申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可したいと存じますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

異議なしと認めます。

よって閉会中の調査を許可いたします。

以上で、本定例会に付された案件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩城重義君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本定例会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

田中龍一町長。

○町長(田中龍一君)

議長より発言のお許しがございましたので、第5回豊能町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、12月7日に始まり本日ま

での15日間にわたり、各議案に対しまして慎重に御審議いただき、一部の議案を除いてではございますが御承認いただきましてありがとうございます。また、一般質問でもさまざまな御意見をいただきありがとうございました。いただきました御意見は町政運営の参考とさせていただきます。今後は、豊能町人口ビジョンなどをもとに、5年間の計画である豊能町の総合戦略を年度末を目標に策定してまいり、引き続き人口対策や町の活性化などに取り組んでまいる所存でございます。

これから年末に向けて寒くなっていくものと思われましても、議員の皆様におかれましてはお体大切にいただき、よき新年をお迎えいただくことを祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(岩城重義君)

これをもって平成27年第5回豊能町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさんでした。

閉会 午後3時07分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 4 9 号議案 消防事務の委託に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第 5 0 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 5 1 号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例改正の件
- 第 5 2 号議案 豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正の件
- 第 5 3 号議案 指定管理者の指定について
- 第 5 4 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第 5 5 号議案 平成 2 7 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 5 6 号議案 平成 2 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 5 7 号議案 平成 2 7 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 9 号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 1番

同 2番